

## **議会運営委員会視察**

### **阿賀野市議会および新潟市議会**

**2013年11月6日（水）～7日（木）**

伊丹市議会議員 桜井 周（フォーラム伊丹）

## I. 阿賀野市議会

### 【調査項目】

- 議員提出による政策提案条例
- 市議会報告会

#### 1. 政策提案条例

##### (1) 阿賀野市議会事務局からの説明

- 瓦協同組合から地場産業・農業に対する支援についての請願が提出され、採択したことから、産業と経済を振興する条例を策定する機運が高まった。
  - 地場産業である瓦製造業や農業が衰退する中で、阿賀野市経済の将来に対する危機感があった。
- (その他、資料を参照)

##### (2) 質疑応答

- Q) 瓦協同組合からの請願がきっかけとなったが、他の業種からの請願などはなかったのか？
- A) 全分野の業界からも支援の要望があって、産業経済振興条例を制定することとなった。産業界全般に危機感があった。
- Q) 振興条例の文案は議員が作ったのか？
- A) 事務局が中心となって、業界からも意見を聞きながら作成した。
- Q) 振興条例には計画策定について規定しているが、効果検証についての条文がないのはなぜか？
- A) 振興条例制定後に、振興条例の弱点であるとの指摘があったので、産業建設常任委員会を中心に検討していこうと考えている。
- Q) 振興条例制定による効果は？
- A) 自主財源は25%、依存財源は75%であり、産業振興にまわせる財源の確保が難しい中で、予算にはメリハリをつけなければならない。各業界の若手が盛り上げる機運が生まれてきたことが最大の成果。例えば、若手の事業者が自ら企画した「産業振興フェア（あがのわくわく産業フェア）」には、あいにくの悪天候にも拘わらず2万5千人／日の来場者があった。
- Q) 企業立地支援条例が各地で策定されているが、阿賀野市の取り組みは？

A) 固定資産税の減免など規則は作っている。実際のところは、産業誘致が進まず工業団地は半分がメガソーラーになっている。都市計画税がないのが近隣の新潟市や新発田市と比べて企業にとって有利である。

Q) 条例の文言のチェックは？

A) 事務局を中心に実施。内閣府の「条例の作り方」を参考にした。

Q) 条例制定にあたって経済界などとの公式・非公式の協議はどの程度行われたか？

A) 中小企業家同友会の事務局に有能な担当者（アベさん）が産業振興条例関係に詳しく、観光資源・観光客動向についてデータ分析していただいた。それに基づいて阿賀野市産業振興課・阿賀野市議会産業建設常任委員会・中小企業家同友会でコラボレーションした。10回以上は会合を行った。

Q) 産業政策は市町村単位で実施するのは難しいと思うが、産業振興条例に基づく事業による経済効果は？

A) 理念として持ちながら・・・具体策は難しい。住宅リフォーム助成事業は、7億2千万円ぐらいの経済効果があった。

Q) 振興条例をつくる意義は、業界の枠を越えて危機感を共有することにあると考えるが、業界の枠を越えたシナジーは現れているか？

A) 農業の6次産業化が言われているが、業界の枠を越えてコラボレーションする動きが出ている。

## 2. 市議会報告会

### (1) 阿賀野市議会事務局からの説明

### (2) 質疑応答

Q) 議会報告会の議員側の出席メンバーは？

A) これまでは常任委員会や会派や出身地（地元に入らないように考慮）が偏らないようにしてきた。今回からは自治会主体の開催にしたので、地元選出議員を中心としたメンバーとした。

Q) 質問内容は？

A) 実際のところ、地元の要望に関することが多い。フリートークで実施している。

Q) 行政職員が参加しているようだが、行政職員も答弁するのか？

A) 行政職員は、住民の意見を把握するために、自発的に参加している。住民からの質問に答えることはないし、発言することもない。

Q) 市民の意見を二分するような議論はあるのか？

A) 市立病院（二次病院）の指定管理者をめぐる議論があったが、今は落ち着いている。

Q) 報告会の準備はどのように行っているか？準備時間はどの程度か？

A) 定例会終了後にテーマを絞っている。パソコンを扱えるのが2議員だけなのでその点は大変ではあるが、その他にも自治会との調整など事務を議員で分担しながら実施している。議会報告会は、議会全体の報告会であり、個人質問の内容は取り上げない。

● 議会だよりは、本人が700字以内でまとめる。文言などは広報委員会でチェックしている。

Q) 議会基本条例のキッカケは？

A) ある議員の提案があり、10年後20年後に信頼をえられるように理念を共有でき、スムーズに進んだ

Q) 議員が個人として市政報告をやっているから、議会報告会は必要ない

A) 非公式には首をかしげる議員もいたが、明確に反対する議員はいなかった。

Q) 自治会単位とは？

A) 小学校区規模で自治会に広報をお願いしつつ開催。

Q) あがってきた要望への回答は？

A) 回答できるものはその場で回答。できないものは持ち帰る。回答は、議会から、行政から適当な部門から回答する。エリアを狭くすると、要望陳情会になってしまうという先進自治体からのアドバイスがあった。陳情については、冒頭にしないようにお断りしつつ、陳情があってもその場で回答せずに後日主管課から回答するようにした。

Q) 議会だよりの原稿を議員が執筆して問題はないか？当局答弁にないことを議員が勝手に書いたりということはないか？

A) 最初は、不適切な表現があり広報委員会から議員に修正依頼をしたことがありましたが、最近は修正が必要なケースはほとんどない。

Q) 反問権は？

A) まだ使われたことがない。

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

### 3. 所感

●

•  
•

## Ⅱ. 新潟市議会

### 【視察目的】

- 議会基本条例の制定について

1. 新潟市議会からの説明（参照：資料 1～17）

- (1) 議会基本条例の条文策定

- 平成 21 年 7 月から議会基本条例の検討を開始。それ以前にも 3 期目の議員が先進自治体を視察するなどの動きがあった。
- 専修大学法学部 小林弘和教授、法政大学法学部 廣瀬克哉教授、さいたま市議会議長などに来ていただいて講義研修を実施。
- 伊賀市議会、栗山町議会の議会基本条例を参考にして条文を作成。
- 議会基本条例の条文にかかるワーキンググループ案に基づいて、意見交換会とパブリックコメントを通じて市民へ説明しコメントを受けるとともに、議会事務局や市当局（議会担当課、法制課）からのコメント受け、条文を大幅に見直した。
- 市民と議員の意見交換会は、議員が手作りで準備し運営した。
- 自治基本条例 8 条～10 条においても、議会の役割が規定されている。

- (2) 議会報告会

- 議会報告会は平成 24 年度から開始。市内 8 カ所（8 区）で実施しているが、同じように報告するために読み上げ原稿なども準備。1 回目は 320 人であったが、2 回目は半減した。これではまずいということで 3 回目は盛り返した。
- 3 回目から説明の時間を減らして、意見交換の時間を増やした。
- 当該区から選出されている議員は議会報告会には参加しないようにしてチーム編成を行っている。
- 議会は議事機関であって執行機関ではないので、答弁に難しい場面もある。

- (3) 本会議での質問方式

- 質問方式は、一括・一問一答・分割の 3 方式。分割方式では、質問通告書の質問に区切り線を入れて答弁のタイミングを示す。
- 質問時間 30 分、トータル 60 分の時間制限。時間表示は両方とも表示。

- (4) 正副議長選挙

- 正副議長の任期は申し合わせで 2 年任期としている。

- 所信表明申出書の提出先は、前期（選挙直後）は議会運営委員会が構成されていないので各党派連絡会議の座長（選挙直後は、前議長・前副議長の順で該当者が就任）に、後期は議会運営委員会委員長に、提出。
- 議長と副議長の両方に立候補することはできない。
- 所信表明には、推薦人が1名必要。
- 所信表明会は市民も傍聴できる。

## 2. 質疑応答

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)



A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

Q)

A)

### 3. 所感

- 
- 

以 上